

山都太陽光発電所合同会社「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和3年7月12日  
経済産業省  
産業保安グループ

本日、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第3条の6の規定に基づき、山都太陽光発電所合同会社「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業 計画段階環境配慮書」について、同社に対し、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べた。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：熊本県上益城郡山都町  
原動力の種類：太陽電池  
出力：約110,318kW（直流）  
約90,000kW（交流）

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和3年4月21日
環境大臣意見受理	令和3年7月5日
経済産業大臣意見発出	令和3年7月12日

問い合わせ先：電力安全課 沼田、江藤

電話：03-3501-1742（直通）

山都太陽光発電所合同会社「アグリヒルズ・ソーラー山都発電事業  
計画段階環境配慮書」に対する意見

1. 総論

(1) 対象事業実施区域等の設定

対象事業実施区域の設定及び太陽電池発電設備等の構造・配置又は位置・規模の検討に当たっては、現地調査を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の程度を整理し、反映させること。

(2) 環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、代償措置を優先的に検討することがないようにすること。

2. 各論

○廃棄物等について

本事業は、大規模な太陽電池発電設備の設置が計画されている。このため、太陽電池発電設備の処分等に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）等の関係法令や「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）（平成 30 年 12 月環境省）」等を確認し、太陽電池発電設備中の有害物質の含有状況を把握した上で、適切な保守点検及び維持管理や可能な限りリユースを行うことにより、廃棄物の発生抑制に努めるとともに、やむを得ず廃棄物となるものについては可能な限りリサイクルするなど、適正な処理を行う計画とすること。

以上の検討の経緯及び内容については、方法書以降の図書に適切に記載すること。